

○「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
<p>58 <u>財務諸表等規則ガイドライン72-1</u>の取扱いは、規則第58条に規定する売上高の表示方法について準用する。</p>	<p>58 「<u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>」の取扱いに関する留意事項（以下「<u>中間財務諸表等規則ガイドライン</u>」という。）41の取扱いは、規則第58条に規定する売上高の表示方法について準用する。</p>
<p>59 「<u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>」の取扱いに関する留意事項（以下「<u>中間財務諸表等規則ガイドライン</u>」という。）42の取扱いは、規則第59条に規定する売上原価の表示方法について準用する。</p>	<p>59 <u>中間財務諸表等規則ガイドライン42</u>の取扱いは、規則第59条に規定する売上原価の表示方法について準用する。</p>
<p>84-1 四半期財務諸表を国際会計基準第34号「<u>期中財務報告</u>」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>	<p>84-1 四半期財務諸表を国際会計基準第34号「<u>中間財務報告</u>」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>
<p>84-2 四半期財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「<u>期中財務報告</u>」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>	<p>84-2 四半期財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「<u>中間財務報告</u>」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>